

各課（室）長
各所・館長 様
各県立学校長

教 育 長

養護教諭及び養護助教諭が週休日に對外運動競技の役員に従事する場合
の週休日の振替等について（通知）

このことについて、下記の要件が満たされる場合に限り、所属長は勤務を命ずることが
でき、週休日の振替や4時間の割振り変更を行うこととしましたので、お知らせします。

ついては、該当職員に対しこの旨を周知するとともに、適切に取り扱われるようお願いま
す。

なお、教育事務所長にあつては、域内の市町村教育委員会教育長に対し、別紙により通
知願います。

記

1 所属長が勤務を命ずることができる要件について

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年福島県条例第80号）第15条
第1項第3号に定める教員特殊勤務手当の支給対象行事である對外運動競技等
であること。
- (2) 原則として、当該對外運動競技等において自校の生徒が参加しており、養護等
を行うことが予定されていること。
- (3) 例外として、当該運動競技の勝敗等で、自校の生徒に養護等を行うことが予定
されていない場合でも、自校の生徒が参加している大会であれば、勤務を命ずる
ことができること。（地区大会で敗退した学校に勤務している養護教諭及び養護
助教諭が、県大会の役員に従事する場合等も含む。）

2 その他

この取扱いは、令和5年4月1日から行うものとする。